休業補償給付支給請求書の書き方（その２）

様式第８号（裏面）

㉛ 労働者の職種	㉜負傷又は発病の時刻	㉝平均賃金（算定内訳別紙１のとおり）
★	午前後　時　分頃	★　円　銭
㉞所定労働時間	午前後　時　分から午前後　時　分まで	㉟ 休業補償給付額、休業特別支給金額の改定比率（平均給与額証明書のとおり）

㊱災害の原因及び発生状況（災害発生場所、作業内容、状況等を簡単に記載すること。）

★

㊲ 厚生年金保険等の受給関係			
	㋑被保険者証等の記号番号		㋺被保険者資格の取得年月日　年　月　日
	㋩当該傷病に関して支給される年金の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の障害厚生年金 国民年金法の障害基礎年金 船員保険法の障害年金
		障害等級	級
		支給される年金の額	円
		支給されることとなった年月日	★　年　月　日
		年金証書の記号番号	
		所轄社会保険事務所等	

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削　字　㊞ 加　字

〔注　意〕

一、所定労働時間欄には、㉙及び㉚欄については、当該負傷した日を問わず記載すること。

二、別紙１の欄には、平均賃金の算定期間中に業務外の傷病の療養のため所定労働時間の全部又は一部を休業した期間及び産前産後の期間中の賃金の額を控除した残りの期間及び賃金の支払いを受けた日数を基礎として算出した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超えること。この場合は、㉝欄に、この算定方法を別紙１②欄に記載すること。ここに記載する場合に記載すること。

三、別紙２による平均賃金に相当する額を記載すること。

四、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、㉝欄には、その者の給付基礎日額を記載すること。

(一)、㉗料、㉘及び㉙欄の事項を証明することができる書類その他の証明書類を添えること。

(二)、事業主の証明を受けること。

(三)、第二回目以後請求（申請）の場合、請求又は申請後の分について、㉑及び㉒欄については、前回の請求（申請）の場合には、㉚欄についてのみ記載すること。

五、(一)、㉑及び㉒欄は記載する必要がないこと。

(二)、㉚欄は記載する必要がないこと。

(三)、別紙１の賃金算定内訳は付する必要がないこと。

六、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、㊲欄は記載する必要がないこと。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電話番号
		㊞	

（１）職種はなるべく具体的に作業内容がわかるように記入する。

（２）別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入する。

（３）どのような場所で、どのような作業をしている時に、どのような物・環境又は状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入する。

（４）同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合にのみ記入する。